

寒川町選挙管理委員会告示第19号

平成29年2月19日執行の寒川町議会議員選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務費に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額は、次に掲げる額とする。

平成29年2月14日

寒川町選挙管理委員会  
委員長 小島 信 男

1. 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - (4) 宿泊料 （食料2食分を含む。）1夜につき1万2,000円
  - (5) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - (6) 茶菓料 1日につき500円
2. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - (1) 基本日額 1万円
  - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
3. 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額

(2) 宿泊料（食事料を除く。）1夜につき1万円

4. 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」という。）、専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）及び専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 選挙事務員 1日につき1万円

(2) 車上運動員 1日につき1万5,000円

(3) 手話通訳者 1日につき1万5,000円